平成28年度

第3回農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

# 市川市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成28年6月20日(月)午後1時30分から午後3時00分
- 2. 開催場所 市川市職員研修室
- 3. 出席委員 16人

会長 20番 三 橋 弘

委員 1番 大滝與鷹

2番 原木一正

3番 石橋弘嗣

4番 石井利和

5番 栗山久司

6番 細川佐一

7番 梶尾彌一

8番 武藤晃

9番 富田尚武

10番 宇田川純一

12番 矢口俊治

13番 岡本好夫

15番 小川治夫

18番 那須嘉郎

19番 石井克己

- 4. 欠席委員 4名
- 11番 竹内清海
- 14番 加藤武央
- 16番 三橋二三男
- 17番 佐藤ゆきのり

#### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 付託調査班(委員)の指名
- 第4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
  - 議案第4号 平成27年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価及び 平成28年度市川市農業委員会活動計画について
  - 報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について
  - 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届出について
  - 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 報告第4号 地目変更登記に係る回答について
  - 報告第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

## 6. 農業委員会事務局職員

次 長 市川達也

主 幹 鈴木忠弘

副主幹 山﨑武敏

副主幹 田中 敦

## 7. 会議の概要

発 言 者	内容
議長	定刻でございますので、これより平成28年度第3回市川市農業委員会定例総
	会を開会いたします。
	本日の定例総会の出席状況でございますが、11番、竹内委員 、14番、加
	藤委員、16番、三橋二三男委員、17番、佐藤委員 から欠席の連絡を受けて
	おります。
	委員20名中、16名出席しております。
	出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第21条
	第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。
	それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。
	市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名で
	ございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	それでは、12番の矢口委員、13番の岡本委員にお願いいたします。
	なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹と田中副主幹を指名いたし
	ます。
	次に、来月7月分の調査班の指名をいたします。
	農地関係は、第6班です。
	16番、三橋二三男委員、17番、佐藤委員、18番、那須委員です。
	調査日は、7月13日となりますので、よろしくお願いいたします。
	農政関係は、第3班です。
	7番、梶尾委員、8番、武藤委員、9番、富田委員です。
	調査日は、7月14日となりますので、よろしくお願いいたします。
	それでは、本日の議事でございますが、議案第1号から議案第4号までと、報
	告第1号から報告第5号まででございます。
	慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。
	議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。
	事務局から議案の説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」今回の申請は、1 件でございます。

議案の1ページ及び2ページをお願いいたします。

申請受付日は、平成28年6月9日でございます。

申請地は、国分の田で、面積は497平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

転用目的は、専用住宅を建築するものでございます。

説明は、以上でございます。

議長

次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第5班が実施しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

1 3 番

現地調査は、平成28年6月14日に農地調査班第5班の委員で行いました。 申請地は、東国分中学校の北西側、概ね400メートルに位置し、現況は休耕 地になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。

転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界は、ブロック積みにして 上部にフェンスを設置し、被害防除をするとのことでございます。

雨水、雑排水については、宅地内で流量を調整して北側の敷地から水路へ放流、 汚水についても、合併浄化槽を設置し、処理後に雨水調整された桝へ放流すると のことでございます。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に 適合することから、許可相当と思います。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長

第5班から調査報告をしていただきました。

次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

申請者は、申請地の南側約100メートルのところに住んでおりますが、道の 駅建設予定地となっていることから、収用に伴い移転することとなり、申請地に 専用住宅を建築するものです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を収用 移転補償金で賄うことが、申請書類により確認されております。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、 特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台 帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、平成28年9月4日に着工し、完了は、平成28年12月25日となっております。

なお、本件の申請に際し、市の関係機関との協議が調い開発行為許可申請書が 受理されております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

以上でございます。

議長

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員

なし

議長

「なし」という声がございました。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし

## 議 長

「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見書を付して、 県知事に送付することに決定いたします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」について、2 件ございます。

なお、1番の案件につきましては、岡本委員が利害関係人となっておりますので「農業委員会等に関する法律第24条」議事参与の制限に該当しますので、岡本委員には、恐れ入りますが、ご退席をお願いします。

### 岡本委員退席

#### 議長

それでは、1番について事務局から議案の説明をお願いします。

## 事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」今回の申請分2件の内、1番についてご説明いたします。

議案の3ページ、4ページをお願いいたします。

1番の申請受付日は、平成28年6月6日でございます。

申請地は、柏井町の田で、面積は525平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

転用目的は、駐車場にするため、賃借権の設定を受けるものでございます。

説明は、以上でございます。

## 議長

次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第5班が実施しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

#### 1 5 番

現地調査は、平成28年6月14日に農地調査班第5班の委員で行いました。 1番の申請地は、市川市役所大柏出張所の東側、概ね500メートルに位置し、 現況は畑で、現在は作付けされておりません。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地東側及び南側の隣接地との境

界には、単管パイプ柵及びコンクリートブロックによる土留を設置し、土砂等の 流出を防除するとのことでございます。

また、西側隣接地との境界には、既設のコンクリートブロックによる土留が設置されており、そのまま利用するとのことでございます。

なお、申請地の敷地内は砕石敷きにして転圧、雨水は自然浸透にするとのこと でございます。

譲渡人は、要望により賃貸するものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長

第5班から調査報告をしていただきました。

次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお 願いします。

事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

1番の譲受人は、市内に本店を置き、主にスポーツイベントの企画及び運営を 行う法人で、現在、申請地の隣接においてフットサル場を営んでおります。

現在フットサル場の利用者は、法人代表者の知人の好意により、近隣の土地に無償で車両を駐車しているとのことです。

しかし、利用者からの要望もあり、施設の駐車場を確保したいと考えていたと ころ、申請地を賃借できることになり、今回の申請に至ったものです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己 資金で賄うことが、申請書類により確認されております。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台 帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、とくに問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工後1ヶ月とな

っております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

以上でございます。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は、挙手をお願いいたします。

各委員なし

議長「なし」という声がございました。

それでは、お諮りいたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」、1番について、許可相当 と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし

議 長 「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して、県 知事に送付することに決定いたします。

事務局にお願いしますが、議案の審議が終了しましたので、岡本委員を呼んでください。

岡本委員着席

議 長 それでは、引き続き審議をいたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」2番について、事務局から 議案の説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」引き続き、2番についてご説明いたします。

議案の3ページ、5ページをお願いいたします。

申請受付日は、平成28年6月6日でございます。

申請地は、国分の田で、面積は75平方メートル、外1筆、合計面積は81. 92平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

転用目的は、地域振興施設「道の駅」用地として、所有権の移転を受けるもの でございます。

説明は、以上でございます。

議長

次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第5班が実施 しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

1 3 番

現地調査は、平成28年6月14日に農地調査班第5班の委員で行いました。 申請地は、東国分中学校の北西側、概ね300メートルに位置する外環予定地 沿いに面し、現況は休耕地でした。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲は道の駅用地として一体として利用することから被害を及ぼす恐れはありません。

今回の申請地を含む事業用地には、平屋建ての建物を建築する予定となっておりますが、日照、通風は従前と変わりません。

また、当該地は平坦であり、工事着工時には鉄板等を敷設することから、土砂等の流出はございません。

譲渡人は、要望により売却するものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に 適合することから、許可相当と思います。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長

第5班から調査報告をしていただきました。

次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお 願いします。

## 事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

譲受人は、市との業務委託契約に基づき申請地を代行取得するために、今回の申請に至ったものです。

本件は、国が整備する外環道路の開通に合わせて、沿道地域の土地の有効利用を検討する中で、市川市の地域振興施設事業となる「道の駅」と一体として整備するものです。

なお、外環道路利用者のための休憩施設だけでなく、地域住民の交流、地域情報の発信、防災の拠点となる施設等を計画しているとのことでございます。

本件の事業計画全体における農地転用につきましては、平成27年4月27日付け及び平成28年1月15日付けで、千葉県知事より農地法第5条の農地転用許可を受け、既に所有権移転登記がなされております。

市が買受ける土地については、今回の申請分81.92平方メートルをもちまして終了となるものでございます。

資力及び信用についてでございますが、用地取得費につきましては、債務負担 行為として平成26年度市川市一般会計補正予算(第1号)の議決書により確認 されております。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はございませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無については、農地台帳や土地登記 簿謄本等で、賃借人がいないことを確認しております。

転用による周辺農地への影響ですが、農地調査班のご報告のとおり、被害防除 も施され、特に問題はございませんでした。

工事の予定につきましては、平成28年8月1日に着工し、完了は、平成30年3月31日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

以上でございます。

議長

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は、挙手をお願いいたします。

各委員	なし
議長	「なし」という声がございました。
	それでは、お諮りいたします。
	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」、2番について、許可相当
	と決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して、県
	知事に送付することに決定いたします。
	続きまして、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、
	1件ございます。
	事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたし
3 323 773	ます。
	議案の6ページ、7ページをお願いいたします。
	相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、平
	成28年6月10日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されま
	した。
	対象となる特例農地は、国府台及び国分の農地合計13筆、合計面積は、8,
	961.84平方メートル、地目は「畑」及び「田」で、現況は「樹園地」及び
	「露地畑」となっております。
	なお、特例農地の相続開始は、平成27年9月14日でございます。
	説明は以上でございます。
=x4 F:	
議長	次に、調査班による現地調査報告でございますが、第2班が実施しております。
	調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
4 番	議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明顧について」調査報告をい
4 番	議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をい

たします。

現地調査は、平成28年6月15日に、農政調査班第2班で行いました。

今回、申請のあった農地は、被相続人と相続人の妻、並びに子2名で農業に従事していました。

願出人は、主に梨の栽培を行っている農家の方で、今後も農地として利用していきたいと考えていることから、適切に圃場として管理されていました。

現地調査での聞き取り等の結果、願出人が農地を相続し、引き続き農業を続けていく意思があることを確認いたしました。

班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と思います。

以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は、挙手をお願いいたします。

各委員なし

議長「なし」という声がございました。

それでは、お諮りいたします。

議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出人を「相 続税の納税猶予に関する適格者」として証明することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし

議 長 「異議なし」ということでございますので、証明することに決定いたします。 次に、議案第4号「平成27年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価及び 平成28年度市川市農業委員会活動計画について」、でございます。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第4号「平成27年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価及び平成2 8年度市川市農業委員会活動計画について」ご説明いたします。 議案の15ページをお願いいたします。

本件は、平成21年1月23日付の農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づきまして、平成27年度活動計画の点検・評価を行うと共に、平成28年度活動計画案を作成するものでございます。

お手元にございます、「別冊1」の「平成27年度の目標及びその達成に向けた 活動の点検・評価(案)」をご覧ください。

1ページから3ページまでは、法令事務に関する点検となっておりまして、総 会の開催及び議事録の作成や、許可事務等に関する点検でございます。

次に、4ページは、地域の農業者からの意見となっております。

次に、5ページと6ページは、法令事務に関する評価ということで、遊休農地 に関する措置についての評価となっております。

次に、7ページから9ページは促進等事務に関する評価となっておりまして、 認定農業者等担い手の育成及び、担い手への農地の利用集積、違反転用への適正 な対応となっております。

それでは、各内容についてご説明いたします。

1ページにお戻りください。

法令事務に関する点検についてです。

1の総会等の開催及び議事録の作成につきましては、(1)の総会等の開催日、並びに公開である旨の周知状況は、公式ウェブサイトや広報いちかわで周知しております。

- (2) の総会等の議事録は、作成しております。
- (3) の議事録の内容では、詳細なものを作成しております。
- (4) の議事録の公表では、公式ウェブサイトなどで公表しております。 次に、2ページをお開きください。
- 2の事務に関する点検では、(1)の農地法第3条に基づく許可事務について
- (2) の農地転用に関する事務についてまた、3ページでは、(3) の農業生産法人からの報告への対応について(4) の情報の提供等について、いずれも、ご覧のとおりの実績でございまして、すべて適正に事務を実施しております。

続きまして、4ページをお開きください。

地域の農業者等からの意見等でございます。

いずれも、ご覧のとおりの内容でございます。

続きまして、5ページをお開きください。

法令事務、遊休農地に関する措置の評価でございます。

昨年、4月現在の遊休農地面積は34.5~クタールでした。しかし、昨年の11月、農業委員の皆様方に実施していただきました、農地の利用状況調査の結果、27年度の遊休農地解消の当初目標1.5~クタールに対しまして、2.5~クタールが解消でき、目標を達成いたしました。

目標の達成に向けた活動では、ご覧のとおりの実績でございます。

評価の案といたしましては、あらたな遊休農地が発生していることから、遊休 農地の情報を把握できる機関とも綿密な連携をとりながら、活動を進めていく必 要があるものと考えております。

次に、7ページから9ページまでの、促進等事務に関する評価については、活動計画に対する評価項目は3項目となっております。

まず、1の認定農業者等の担い手の育成及び確保についてです。

- 27年4月現在の認定農業者は56経営でございました。
- 27年度は、認定農業者3経営の増を図る目標でございましたが、実績としま して3経営の増がありましたので、目標は達成いたしました。

活動実績の内容は、ご覧のとおりでございます。

評価の案といたしましては、目標は達成できたとしておりますが、地価の高い本市では、制度上のメリットが少ないことや、都市農家の抱える問題がございますので、実態を踏まえた目標値の設定をする必要があると考えております。

次に、8ページ 2の担い手への農地の利用集積でございます。

- 27年4月現在の利用集積面積は、4.4~クタールでございました。
- 27年度は、0.6~クタールの利用集積を図る目標に対しまして、1.1~ クタールの実績で、目標を達成いたしました。

活動実績の内容は、ご覧のとおりでございます。

評価の案といたしましては、利用意向調査結果を踏まえた目標値の見直しが必要としております。

やはり、意向調査での情報が少ないため、今後は、遊休農地に対する意向調査 や利用集積への理解を深めるような対策も必要になるかと考えております。

次に、9ページ 3の違反転用への適正な対応でございます。

27年4月現在の違反転用面積は0.2~クタールございました。

23年度に発生した、0.2~クタールにつきましては、いまだ解消されておりません。

活動実績の内容は、ご覧のとおりでございます。

評価の案といたしましては、違反転用者に対しましては既に勧告をしており、 千葉県とともに是正指導中ではございますが、計画どおり活動できておりますので、概ね達成できたとしております。

続きまして、お手元の「別冊2」の「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」をご覧ください。

1ページ、Iの農業委員会の状況でございますが、農家・農地等の数値につきましては、2015農林業センサス等を基に記入しております。

続いて、2ページをお開きください。

Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

27年度末の農地利用集積面積は5.5~クタールでございますので、農政課とも協議を行ない、目標案といたしましては、27年度実績を踏まえまして新規 就農面積を含め6.5~クタールとしております。

活動計画案については、ご覧のとおりでございます。

続いて、Ⅲの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

過去3年間においては、新規参入はございませんが、目標案といたしましては、

1経営体としております。

活動計画案については、ご覧のとおりでございます。

続いて、3ページをお開きください。

IVの遊休農地に関する措置でございます。

平成28年4月現在の遊休農地面積は32.0~クタール、管内農地面積の5.7パーセントとなっております。

平成28年度の遊休農地の解消面積の目標案としましては、2~クタールといたしました。

この理由といたしましては、農家個人の力では解決できないような遊休農地 (水田)を除いた遊休農地が約10~クタールございますので、前年実績を踏ま えまして2.0~クタールとしております。

活動計画案の内容については、ご覧のとおりでございます。

続いて、Vの違反転用への適正な対応でございます。

平成27年度末の違反転用面積が0.2~クタールでございますので、28年度の目標案といたしましては、この0.2~クタールの違反転用を解消面積としております。

活動計画案については、ご覧のとおりです。

以上、平成27年度の点検・評価案と平成28年度の計画案をご説明させていただきました。

本日、この案がご承認いただけましたら、公式ウェブサイトなどで公表すると ともに県を通じまして、国に報告することとなります。

説明は、以上でございます。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は、挙手をお願いいたします。

各委員なし

議長「なし」という声がございました。

それでは、お諮りいたします。

議案第4号「平成27年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価及び平成28年度市川市農業委員会活動計画について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

議
長
「異議なし」ということでございますので、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案の審議は終了いたしました。

次に、報告案件が5件ございます。

報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出」について、 事務局長専決分が41件ございます。

事務局より報告します。

事務局 報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」

ご説明いたします。

16ページをご覧ください。

農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しま したのでご報告いたします。

今回の報告は、平成28年5月6日から同年5月31日までに届出があったものでございます。

農地法第4条の届出は14件、23筆、5,776.48平方メートルでございます。

また、第5条の届出につきましては、27件、38筆、6,729.05平方メートルでございます。

第4条と第5条を合せますと、41件、61筆、転用面積は、12,505. 53平方メートルとなります。

内訳につきましては、17ページから25ページとなっております。 以上でございます。

議 長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1条の規定による農地権利取得の届出」 について、3件ございます。

事務局より報告します。

事務局

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地権利取得の届出について」3件、ご報告いたします。

26ページをご覧ください。

本件は、相続の発生に伴う農地の権利取得でございます。

初めに1番について、相続が発生した日は、平成27年9月25日で、相続人からは、平成28年5月26日に権利取得の届出があったものでございます。

2番ですが、相続が発生した日は、平成27年9月25日で、相続人からは、 平成28年5月26日に権利取得の届出があったものでございます。

3番については、相続が発生した日は、平成27年4月22日で、相続人からは、平成28年6月13日に権利取得の届出があったものでございます。

なお、いずれの農地についても、農業委員会への斡旋等の希望はございません

でした。

以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第3号「農地法第18条第6条の規定による通知について」、4件ございます。

事務局より報告します。

事務局

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご報告いたします。

27ページをご覧ください。

今回の通知は、4件でございます。

本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知がなされたものでございます。

初めに1番でございますが、土地は大野町の畑1筆、面積は94平方メートルとなっております。

本件は、平成28年6月3日に合意解約がなされ、同日付けで農業委員会に合 意解約の通知書が提出されたものでございます。

次に、2番でございますが、土地は大野町の畑1筆、面積は64平方メートルとなっております。

本件は、平成28年6月3日に合意解約がなされ、同日付けで農業委員会に合 意解約の通知書が提出されたものでございます。

次に、3番でございますが、土地は柏井町の畑1筆、面積は558平方メートルとなっております。

本件は、平成28年5月2日に合意解約がなされ、同年6月7日付けで、農業 委員会に合意解約の通知書が提出されたものでございます。

次に、4番でございますが、土地は東菅野の田1筆、面積は823平方メート ルとなっております。

本件は、平成28年6月13日に合意解約がなされ、同日付けで、農業委員会 に合意解約の通知書が提出されたものでございます。

以上でございます。

## 議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第4号「地目変更登記に係る回答について」、3件ございます。 事務局より、報告します。

#### 事務局

報告第4号「地目変更登記に係る回答について」ご報告いたします。

28ページをご覧ください。

初めに、1件目でございます。

本件は、平成28年5月10日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、大野町の3筆、合計面積は1,278平方メートルで、市街化調整区域内に位置しております。

登記簿の地目「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、転用許可等の申請は提出されておりません。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成28年5月20日に農地調査班第 4班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」 と回答し、その他参考事項として、違反転用、現況は「砕石敷地」括弧として「資 材置場」と回答したものでございます。

次に、2件目でございます。

29ページをご覧ください。

本件は、平成28年5月17日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、行徳駅前の1筆で、面積は1,027平方メートルとなっており、登記簿の地目「畑」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、転用許可申請は提出されておりません。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成28年6月2日に農地調査班第5 班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございま す。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」 と回答し、その他参考事項として、転用未届、現況は「駐車場」と回答したもの でございます。

次に、3件目でございます。

30ページをご覧ください。

本件は、平成28年5月25日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、宝の1筆で、面積は485平方メートルとなっており、登記簿の地目「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、平成27年3月23日に農地法第5条に基づき、「駐車場」として転用許可を受けております。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成28年6月2日に農地調査班第5 班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」 と回答し、その他参考事項として、転用目的相違、現況は「宅地」、括弧として 「一部更地」と回答したものでございます。

以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている 旨の証明願について」、1件ございます。

事務局より、報告します。

事務局

報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。

31ページをご覧ください。

本件は、相続税の納税猶予を受けている方が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている

旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。

今回の報告といたしましては、平成28年5月30日に申請のあったことについて、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。

以上でございます。

## 議 長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了しました。 これで、平成28年第3回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。 ご協力、ありがとうございました。